

※この申立書の写し及び申立人が提出した証拠の写しは、原則、相手方にも送付されます。

※証拠をご提出される際は、A4片面で印刷いただけますと幸いです。

↓下記、仲裁か和解あっせんのいずれかに○をつけて下さい。

仲 裁 和解あっせん 申立書

第二東京弁護士会仲裁センター 御中

申立年月日		令和 年 月 日
申立人	住所	〒 —
	氏名	(会社の場合 会社名・代表者名) 電話番号 () メールアドレス ※メールアドレスの記載は任意です。
相手方	住所	〒 —
	氏名	(会社の場合 会社名・代表者名) 電話番号 () メールアドレス ※メールアドレスの記載は任意です。

(申立の趣旨) ・・・あなたの求める結論をお書き下さい。

との（仲裁・和解あっせん）を求めます。

2頁もご記載下さい。

※仲裁／和解あっせんの期日開催についてオンライン会議システムの利用を希望される方は、下記の□欄に☑を記載してください。

オンライン会議システムの利用に関する詳細は第二東京弁護士会仲裁センターのホームページ (<https://niben.jp/legaladvice/soudan/chusai/adr.html>) をご参照ください。

□仲裁／和解あっせんの期日開催についてオンライン会議システムの利用を希望します。

(申立の理由) ・・・事件の内容をご説明下さい。

(申立の理由) ・・・事件の内容をご説明下さい。

＜個人情報の利用目的について＞

第二東京弁護士会は、当会の運営する仲裁センターでの和解あっせん手続・仲裁手続において当事者等（申立人、相手方、代理人等を含む）の個人情報をいただいている。この書面は、上記手続において当会が入手する当事者等の個人情報の利用目的について、個人情報保護法第21条および当会個人情報保護規則第8条第2項に従いご説明するものです。

当会は、いただいた当事者等の個人情報を以下のために利用することがあります。

- 1 仲裁及び和解あっせんの運用のため
 - 2 仲裁及び和解あっせん制度の改善・研究 のため
 - 3 和解あっせん申立事件・仲裁申立事件終了後の各種アンケート調査のため
 - 4 当会が、当会仲裁センターを利用する紛争解決について、以下の金融機関の団体との間で当会が締結している金融ADRに関する協定書に基づく申立ての場合、当会が金融機関の所属する団体に対して、当事者等の氏名、電話番号および事件番号を利用して、手数料及び費用の納付を求め、期日・終了の連絡をするため

また、仲裁及び和解あっせんに係る個人情報は、報告事項を記録保存し、事件管理の資料として利用します。

第二東京弁護士会仲裁センターの以下ウェブページに掲載された金融機関の各団体
<https://niben.jp/legaladvice/soudan/chusai/kinyu-adr.html>

(2025. 2. 26) 第二東京弁護士会